

建設業者へのお知らせ（R6.12.13から）

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知をください。

1 条項

建設業法第20条の2第2項、同施行規則13条の14（2項）

2 対象工事

全ての建設工事

3 適用

令和6年12月13日以降に請負契約を締結する工事から適用

4 要領

通知は、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに**別記様式**による通知書を提出し、契約担当官等がそれを受領することとし、その状況を把握する。

5 特記事項

本通知書は、建設業法施行規則第13条の14（2項）に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合の提出は必要ありません。

また、本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。